

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2023 年 3 月 1 日

東京応化工業株式会社

プロセス機器事業分割準備株式会社

2023年3月1日

吸収分割に係る事後開示事項

吸収分割会社： 川崎市中原区中丸子 150 番地
東京応化工業株式会社
代表取締役 種市 順昭

吸収分割承継会社： 川崎市中原区中丸子 150 番地
プロセス機器事業分割準備株式会社
取締役社長 山本 浩貴

東京応化工業株式会社（以下「本分割会社」といいます。）及びプロセス機器事業分割準備株式会社（以下「本承継会社」といいます。）は、2023年1月10日付で締結した吸収分割契約に基づき、2023年3月1日を効力発生日として、本分割会社のプロセス機器事業本部が営む半導体用・ディスプレイ用装置事業（本分割会社が過去に販売した装置のアフターサービスに係る事業を含みます。但し、NCS装置（角基板対応の高速熱処理装置）、FCS装置及びスプレー装置に係る事業は除き、以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2023年3月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主の差止請求手続（会社法第784条の2）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

本分割会社は、会社法第 787 条第 4 項の規定に基づき、2023 年 1 月 20 日付の電子公告により新株予約権者に対して所定の事項を公告しましたが、同条第 1 項の規定による新株予約権の買取りを請求した新株予約権者はいませんでした。

(4) 債権者の異議申述手続（会社法第 789 条）

本分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 1 月 20 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本承継会社に対して、本吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

本承継会社は、本吸収分割は略式吸収分割であることから、会社法第 796 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施しており、また、本承継会社の唯一の株主は本分割会社であるため、本手続について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述手続（会社法第 799 条）

本承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 1 月 20 日付の官報により債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。なお、本承継会社には、知っている債権者が存在しないため、各別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 3 月 1 日をもって、本分割会社から本事業に関する権利義務を承継しました。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 3 月 2 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

本吸収分割の効力発生日と同日付で本承継会社の発行済株式の全部が本分割会社から AI メカテック株式会社に譲渡され、本承継会社は、AI メカテック株式会社を吸収合併存続会社とし、本承継会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併により、本吸収分割の効力発生日と同日付で解散しました。本書面は当該吸収合併により本承継会社の権利義務の全部を承継した AI メカテック株式会社が本分割会社と共同して作成しました。

以上